

○深谷秀峰議長 次， 20 番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20 番 宇野隆子議員 登壇〕

○20 番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

安倍首相が解散総選挙に踏み切りました。今回の選挙はこの2年間の安倍政権の政治がどうであったのか，これが問われる選挙です。国民の声を無視して行われたまず第1位に挙げられるのが集団的自衛権行使容認，この閣議決定，そして戦争する国づくりに突き進む。また，日本の農業を根幹から破壊するTPP参加推進，原発の再稼働，そして消費税増税10%の1年半先送り実施だと。これは皆さん，アベノミクスの景気悪化，格差拡大によって増税はできないと，1年半先送りすると，そのときに景気がどうであろうと消費税は10%にするんだと，こういうことを表明しております。日本共産党は，先送り実施ではなく，増税はきっぱりと中止せよと，こういうことを国民の皆さんに訴えてまいりました。安倍首相の今しかないという今回の解散は，国民の世論と運動が安倍政権を追い詰めてきた結果です。

先月11月に行われました沖縄県の知事選では，新基地をつくらせないとする保革の枠を乗り越えオール沖縄の民意を代表した翁長雄志氏が現職を破って圧勝いたしました。地方自治体の役割は，住民の福祉の増進を図ることを基本としております。国の言いなりでは市民の命と暮らしは守れないと思います。国のこうした国民いじめの政治に立ち向かい，子どもや高齢者，若者，障害を持っている方誰もが安心して暮らせる常陸太田市を目指す立場から一般質問を行います。

最初に，東海第二原発について伺います。

衆議院選挙に合わせて茨城新聞社が行った県内世論調査で，東海第二原発の再稼働反対が57.6%となり，賛成の24.7%を大きく上回ったと報じています。日本原電が現在各地で行っている住民説明会の太田地区会場に私も参加いたしました。発言の中でも再稼働反対や廃炉の意見が出されました。説明を受けた市民からは，壁の中のケーブルに耐熱塗料が塗布できるのか，また，事故が起こったときに安全に避難ができるのかどうかと，こういった疑問や不安が解消できない，こうした様子もうかがえました。原発の再稼働に賛成という意見も一人おりましたけれども，電気代が高くなると，だから再稼働してほしいということでした。

そこで3点について伺います。

1点目は，9月以降の首長会議の内容についてです。今月4日付の新聞で，「15市町村で新組織発足 東海第二原発安全協定拡大要求へ」と題する記事が載りました。東海第二原発をめぐる，半径30キロ圏内の緊急時防護措置区域の自治体など15市町村は，今月3日，「東海第二発電所安全対策首長会議」を発足させ初会合が開かれて，原子力安全協定の枠組み拡大へ取り組む柱として，年内にも原電に対する申し入れ書を提出する方針との内容ですけれども，9月以降，首長会議が開かれておれば，その内容について伺いたいと思います。

2点目は，避難計画等，県とのやり取りの内容についてです。6月議会の私の一般質問で，県は本市の避難受け入れ先を大子町，福島県として調整中ということでした。その後具体的に県と詰めてきたのかどうか伺います。

3点目は，原発の再稼働についてです。未曾有の東日本大震災からまもなく3年9カ月。しか

し今なお12万人もの被災者がふるさとに戻れず、厳しい避難生活を強いられています。新年をどのように迎えるのだろうか、本当に胸が痛みます。

東京電力福島第一原発事故は、さきの民主党政権が早々と収束宣言にもかかわらず、大量の放射能汚染水問題など非常事態が続いております。ところが安倍政権は、エネルギー基本計画で原発を重要なベースロード電源とするなど、原発を将来にわたって存続する立場を明確にして、原発事故時の住民の避難計画も作られないのに、九州電力川内原発を突破口に再稼働に向けた暴走に突き進んでおります。また、成長戦略の一環として、自らのトップセールスで原発輸出の先頭に立っています。冒頭でも紹介しましたが、多くの市民は再稼働反対、廃炉を望んでおります。大久保市長には、市民の命、財産を守る立場を貫いてほしいと思いますけれども、再稼働についてのご見解を伺いたいと思います。

2番目に、米価暴落対策について伺います。

今、米価暴落が県内と全国の農家を襲っております。概算金で60キロ当たり前年より3,000円前後下落し、史上最低の8,000円から7,000円の銘柄が続出しております。全国平均の米生産費1万6,000円の半以下という異常事態です。加えて、昨年まで米のほかに10アール当たり1万5,000円出されていた直接支払交付金が安倍政権によって今年産から半額に削られ、米農家の経営は深刻な事態になっております。このままでは大規模経営も含めて米づくりができなくなり、農村の崩壊に拍車をかけることは必至です。とりわけ担い手層の経営の打撃ははかり知れないものがあります。国民の主食である米の需給と価格の安定に政府はきちんと責任を持つべきです。米の過剰在庫を放置して、米価に何の対策もとらないことはもはや許されません。米価暴落対策について2点伺います。

1点目は、市独自の価格補償や直接支払交付金の補填についてです。稲敷市では、半減した直接支払交付金を10アール当たり5,000円の補助を行う対策を実施しております。当市も本市に倣い緊急対策をとるべきだと考えますが、ご所見を伺います。

2点目は、来年の米作生産資材への助成措置について、対策を考えているのかどうか伺います。また、農政部長にお願いですが、午前中の同僚議員の答弁の中で米の政策、セーフティネット、ならしですが、それからJAの無利子の融資、そして常陸太田市での米の消費拡大といいますか、米を食べようというさまざまな取り組み、そしてふるさと納税者の方々には米をプレゼントする。また、飼料用米の作付、これは促進するのかどうかわかりませんが、それらについてはわかりましたので、市独自の対策について特にご答弁をお願いしたいと思います。

3番目に、農作物の鳥獣被害対策について伺います。

当市のイノシシにおける農作物被害が拡大しており、深刻な問題になっております。最近も出勤時にイノシシに出くわしたとか、自宅の前でイノシシがうろうろしていたとの話も聞きました。耕作放棄地が増加し、さらなる被害を招く悪循環が生じております。

そこで、イノシシ等の被害対策の担い手確保について伺います。鳥獣被害の対策を猟友会、捕獲隊に全面的に今協力をいただいております。今後担い手育成、確保のために狩猟免許取得費と更新に係る経費等への支援も必要だと思います。その際、猟友会との協議もぜひ進めてほしいと

思います。県内では笠間市、石岡市、かすみがうら市、城里町などで、狩猟免許申請手数料、これはくくりわなだと思えますけれども5,200円、狩猟免許講習受講料8,000円、これを全額助成しております。狩猟免許取得費などへの市独自の助成を求めますが、ご所見を伺います。

4番目に、茨城県農業共済組合連合会の事業について、御影石塀や東屋、洗車機の整備問題について伺います。

水戸市小吹町にあります「NOSA I 茨城」——茨城農業共済組合連合会の家畜診療センターが昨年4月に開設いたしました。その際同時に整備された全長169メートルに及ぶ御影石の石塀や、休憩所としてつくられたと言われる東屋について、市民、それから共催加盟の組合員から、あのような立派な石塀や東屋などがなぜ整備されたのかという疑問や、あのような豪華な塀や東屋をつくるのなら我々に還元してほしい、こういう率直な声も出ております。

私は「NOSA I 茨城」に行ってみりました。御影石をふんだんに使い、本当に立派過ぎる、広い駐車場の中にどんと建っている東屋はどのように利用されるのか、驚きと疑問を実感しました。連合会事務所で何点か説明を求めてまいりました。全てにわたって回答を得ることができませんでしたけれども、説明してくれた方に、あとは地元に戻って大久保市長に伺うのでいいですよと言って帰ってまいりました。そこで、連合会理事もされております市長に、御影石塀や東屋、洗車機の整備問題について伺います。

1点目は、目的と経過、工事額について伺います。

2点目は、農水省の検査で指摘されたということをお伺いしておりますが、その指摘された内容について伺います。

5番目に、介護保険の改定と高齢者支援について伺います。

今年6月に成立した「医療・介護総合法」は制度の大改悪で、最大の問題は要支援の人が利用する通所介護、訪問介護の見直しです。全国で要支援認定者のうちサービスを受けている8割以上の人が対象となります。この法律のもとで、全国一律の基準で運営される介護給付によるサービスが廃止され、市町村が独自に実施する新たな介護予防、日常生活支援総合事業として代替するサービスが行われることとなります。総合事業は既存の事業所によるヘルパー派遣やデイサービスとともに、NPOによる掃除・洗濯、ボランティアによるごみ出し、あるいはサロンなどが実施されるとしております。これを2015年度以降開始して、2017年度までの3年間に全市町村で移行させることになっております。

そこで1点目は、介護保険改定に伴う当市の地域ケア体制について6点伺います。

①、本市の介護保険6期計画の進捗状況、そして介護保険料がどのようになるのか、検討されているのかということです。

2点目は、NPOやボランティア、民間企業の受け入れ体制について動きがあるのかどうか、その動きと考え方について伺います。

3点目は、要支援認定者のうち訪問介護の利用者、通所介護利用者の人数とサービスの継続についての考え方です。

4点目は、要介護認定の申請は利用者の権利であり保障されるという考え方について、ご認識

を伺いたいと思います。現行制度では、高齢者から常陸太田市に介護の必要性の訴えがあった場合、まず要介護認定を行うということが通常の手続となっています。しかし新制度ではそれが大きく変わり、窓口の判断で要介護認定の省略が可能となります。新総合事業がスタートしても、要介護認定を受けるのは被保険者の権利であり、また、行政が本人の同意を抜きにしてサービスを打ち切ることはできません。このようなことについてのご認識、ご見解を伺います。

5点目は、新規要支援者が訪問介護や通所介護を希望した場合への対応についてです。

そして6点目、予防給付の自然増の伸び率の予測、これは年5%から6%とされており、厚労省がこれを後期高齢者の伸び率の予測、3%から4%程度に抑えることを求めています。この厚労省の求めに従えば必要なサービスを制限することにつながります。制限されたサービス分は自己負担分で受けざるを得ないことになるため個人負担増になるわけです。総合事業のもとで利用者の負担増について、どのようなご見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

大きく2点目は、高齢者支援について伺います。新規事業、それから今行っている事業の拡大など、高齢者の福祉の充実のために、新年度における高齢者支援について伺いたいと思います。

6番目に、産業廃棄物の不法投棄問題について伺います。

最近、本市の産廃等の不法投棄についての記事が相次いで新聞に出ており、市民の皆さんが不安と心配を抱いております。行政にも問い合わせがあったのではないのでしょうか。県内でも一番広い面積を持ち山間部が多く占める本市にとって、廃棄物の不法投棄問題は懸案の課題です。本市の子育て上手、子育て支援などさまざまな取り組みが、今マスコミでも取り上げられて視察も増えております。子どもを育てやすい常陸太田市として、本市のイメージアップにつながっております。しかしその一方で、産廃や一般廃棄物の不法投棄、これは大きなイメージダウンにもなり、また、環境破壊や市民の健康破壊にも影響を及ぼしかねません。産業廃棄物の不法投棄問題について2点伺います。

1点目は、県条例の規定にかかわらず、やはりしっかり調査を行うことや、監視体制の強化についての取り組みの状況、今後の対策について伺います。

2点目は、県に監視体制、指導の強化を求めることについて伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発についてのお尋ねにお答え申し上げます。

まず、第1点目の東海第二原発についての9月以降の首長会議の内容と避難計画等についてのご質問でございます。東海村など6市村で構成する原子力所在地首長懇談会の開催につきまして、5月の東海第二発電所の安全審査申請に当たりまして開催した後の開催はない状況でございます。

念のため申し上げますけれども、安全審査申請に際しましては、懇談会と水戸市など9市町村で構成する県央地域首長懇話会との連名により、安全審査申請は再稼働に直結するものではないこと、安全協定の早期見直し、事業者として説明責任を果たすべく住民等への情報提供、4つ目

としまして審査状況の情報提供、5つ目につきましては、使用済み燃料の安全対策の積極的な対応ということの申し入れをしたところでございます。

2点目の避難計画についてでございますが、本市の受け入れ先市町村となる大子町及び福島県につきましては、10月に県より福島県の受け入れ先市町村の具体的な案が示されましたので、今後同じく福島県へ避難することになる日立市、高萩市との調整を行った後、市町村を確定していくという状況でございます。さらにその後、受け入れ先の各市町村との協議、調整を行い、避難施設の選定などを行っていきたくて考えておりますが、来年3月に完了予定の県計画の策定を受けた中で整合性を図りながら市の計画を策定してまいります。

次に、東海第二原発の再稼働についてのご質問にお答えをいたします。

現在、東海第二発電所につきましては、原子力規制委員会による新規制基準適合の審査を行っているところでございますが、この審査申請の際には、本市も含め関係市町村から再稼働に直結するものではない旨、先ほど申し上げましたとおり申し入れを行い、事業所と双方において確認をしているところでございます。また、安全協定におきましても、原子力所在地首長懇談会において、県及び東海村と同等の権限とすることなど、協定の見直しについて要求をしておりまして、見直しまでの措置として覚書も締結しているところでございます。

さらには、原子力災害にかかわる広域の避難計画につきましても、先ほど申し述べましたように、現在県が策定作業を進めておりますが、これを受け本市での計画策定も課題として残っている状況でございます。

したがいまして、現段階におきまして、再稼働の議論をするまでには到底至っていない状況であり、判断はできないものと考えております。

次に、茨城県農業共済組合連合会の事案に関するお尋ねがございましたけれども、当然組織的には本議会とは全く違い、本議会にふさわしくないことでお答えできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、宇野議員さんは、茨城北農業共済事務組合議会の議員をされておりますので、その議会の中で事務局側からも説明を申し上げ、ご質問をいただきたいと思っております。

○深谷秀峰議長 農政部長。

〔滑川裕農政部長 登壇〕

○滑川裕農政部長 農政部関係の米価暴落対策と農作物の鳥獣被害対策にかかわる2項目のご質問にお答えいたします。

まず初めに、米価暴落対策における1点目の市独自の価格補償や直接支払交付金の補填につきましては、さきに赤堀議員さんに答弁を申し上げましたが、国においては制度移行期の緩和措置もあり、制度該当者や約34%ないし90%の価格補償を実施するとともに、今年状況を踏まえ、来年に向け緊急に新たな政策を打ち出すと聞いております。また、JAによる無利子融資制度の緊急的な実施や地域農業再生協議会による飼料用米への説明会の開催など、各機関がそれぞれ政策を実施しております。

行政の対策といたしましては、稲敷市は今回の米価格の下落に伴い実施したのではなく、国の

経営所得安定対策交付金の上乗せ分として5,000円の予算化をしたと聞いております。したがって、今年産の米の価格に対し、茨城県及び県内市町村においては、単独での補償を行っている現状ではなく、本市としても現在は独自の価格補償や直接支払交付金の補填を実施する計画はいたしておりません。

続きまして、2点目の来年の生産資材への助成措置につきましては、さきに申しあげました補償等と同様に、現在は市独自での来年の生産資材への助成措置等を実施する計画はいたしておりません。しかしながら農業共済制度においては、今年度の雪害によるハウス被害の状況等を踏まえ、被害を受けたハウス等への補償等の拡大を検討している旨聞いております。

続きまして、農作物の鳥獣被害対策におけるイノシシ等の被害対策の担い手確保にかかわる狩猟免許取得金などへの助成のご質問にお答えいたします。

農作物の鳥獣被害への対策として、本市におきましては市捕獲隊への委託によるイノシシの捕獲及び狩猟期間における焼却処分への助成を実施しており、その捕獲頭数は25年度年間720頭であり、その内訳は市捕獲隊によるものが227頭、狩猟期分が493頭となっております。なお、狩猟期分の把握はできませんが、市捕獲分のうち約85%に当たる192頭がくくりわな等によるものとなっております。

平成26年度における市捕獲隊による現在までの捕獲頭数は340頭となっており、うち、わなによる捕獲は91%に当たる311頭となっております。なお、現在は狩猟期間に入り、焼却処分への助成を実施しております。

今年度は、保護区内の捕獲を実施する1回分を残し、捕獲隊による捕獲は終了いたしますけれども、捕獲隊による捕獲頭数が大きく伸びている現状でございます。その要因といたしましては、従来は銃、わなによる期間のみを捕獲期間としておりましたが、今年度より従来の捕獲期間に加え、その間についても各町会の見守りによるご協力のもと、わなによる捕獲を実施したことによるものと考えております。

続きまして、捕獲を委託する捕獲隊の状況といたしましては、現在は58名から組織され、捕獲隊のうち約半分に当たる30名の方がわなの資格保有となっております。また、捕獲隊の平均年齢は64.5歳となっております。この市捕獲隊への入隊要件といたしましては、5年以上の狩猟歴を持ち、かつ3年以上継続した狩猟者登録を受けている等との5項目の入隊許可基準が定められております。

なお、狩猟免許取得に要する諸費用は、射撃教習代や免許取得費等により合計で10万8,000円となり、その種類によっては毎年または3年ごとの更新を必要とするものもあると聞いております。これらの費用の一部の助成により、新たに免許取得者を増やしたとしても基準により5年が経過しないと捕獲隊の隊員になれないとともに、本人の意思もあり、新たな担い手として活躍いただけるものかどうか疑問が残るところでございます。

捕獲隊としては、捕獲の方法として、わなは効率がよく、捕獲隊のわなの捕獲率を上げたほうがより効率的な捕獲が可能となるとの考えもあり、今後ご提案の取得費用の支援も含め、担い手の確保に向け、本当に必要な内容を捕獲隊とともに十分に協議し決定してまいります。

また、他市町村との連携による広域及び繁殖期の実施など、より効率的な捕獲方法の検討も行ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 介護保険の改定と高齢者支援についてのご質問で、介護保険改定に伴う地域ケア体制についての6点のご質問にお答えをいたします。

初めに、第6期介護保険事業計画の進捗状況及び第6期の介護保険料についてのご質問にお答えいたします。

まず、第6期介護保険事業計画の進捗状況ですが、介護保険事業計画につきましては、第6期の高齢者福祉計画の策定作業の中で、内容等の検討を進めておりますが、これまでに医療や保険、福祉関係者、また、被保険者の代表者などで構成される策定委員会を2回ほど開催してまいりました。いわゆる「医療介護総合確保推進法」が本年6月に公布され、これに伴い「介護保険法」が改正されたことにより、在宅医療、介護の連携の推進、認知症対策の推進、また訪問介護及び通所介護の予防給付が、市町村が実施する介護予防、日常生活総合支援総合事業へ移行することにより、要支援者に対する多様な生活サービスの充実強化を図ることとされており、現在、これらの事業を計画の中にどのように位置づけするのか、策定委員の皆様のご意見等を伺いながら検討を進めているところでございます。

次に、第6期の介護保険料につきましてお答えいたします。

介護保険料につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年の保険料、これまでの給付費の実績や認定者数の伸び率等を勘案して、国から示されるワークシートに沿って推算算定することになります。

本市における介護を必要とする高齢者は年々増加傾向にあり、さらに団塊の世代が75歳に到達する2025年以降には、要介護者が大幅に増加することが見込まれておりますので、介護保険料の算定に当たりましては、これらを見据えて介護保険支払準備基金の活用などを十分考慮し、過度な保険料の上昇をできる限り抑制できるよう調整作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、介護保険事業計画における要支援者の支援に係るNPOやボランティア、民間企業の受け入れ態勢についてお答えいたします。

前段のご質問でもお答え申し上げましたように、「介護保険法」改正に伴う予防給付の見直しにより、介護予防日常生活支援総合事業をそれぞれの地域の実情に合わせて市町村が実施することになりますが、そのサービス提供の事業主体について、既存の事業に加えNPO法人やボランティア、民間企業等を活用して展開することが求められております。市がどのようなサービスを提供するのか、サービスのメニュー、内容等について現在検討を進めているところでございまして、その中でNPO法人等の受け入れ態勢につきましてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

なお、NPO法人等の動きでございしますが、これまでに全国シルバー人材センター事業協会が市のシルバー人材センターを通しまして状況調査を行ってございます。総合事業への参入の意向

がうかがえる動きがございますので、今後対応等について市のシルバー人材センターと協議調整を進めていくこととしており、その他の団体等につきましては把握できていない状況でございます。

続きまして、要支援認定者のうち、訪問介護の利用者及び通所介護利用者の人数とサービスの継続についてお答えいたします。

まず、要支援認定者のうち、訪問介護及び通所介護利用者の人数でございますけれども、平成26年9月末の時点において、訪問介護利用者が57人、通所介護利用者が131人となっております。

次に、サービスの継続についてでございますが、介護予防日常生活支援総合事業に移行した後も、訪問介護及び通所介護サービスにつきましては、現在の介護サービス事業者によりサービスの提供ができることになっていることから、訪問介護及び通所介護サービスの利用を継続することは可能でございます。

なお、これらのサービスを利用する際には、地域包括支援センターによるケアプランを作成することから始まりますので、要支援者のご希望や生活状態等を踏まえまして、十分な説明のもと最適なサービスの選択が可能となるよう支援してまいりたいと考えております。

続きまして、要介護認定の申請は利用者の権利であり、保障されるという考え方についてのご質問にお答えいたします。

要介護認定の申請につきましては、介護サービスの利用が必要な状態になったときに、いつでも誰でも手続をすることができ、申請する旨のお申し出がありましたら、記入内容等を十分ご説明の上、全ての方に申請書をお渡しいたしてございます。

なお、要介護認定申請をご本人やご家族が行うことができない場合には、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などが手続を代行することも可能となっております。

また、要介護認定審査において介護が必要であると認定されれば、判定内容に基づいて作成いたしましたケアプランに基づき必要な介護サービスを受けることが可能となります。

なお、議員ご発言の中に、希望しても市が認定申請を受け付けないことがあるというようなご発言がございましたけれども、新制度におきましての認定申請時の窓口におきましては、チェックリストを備えることになってございます。そのチェックリストで申請者の状態を見る作業が入ります。そのチェックリストを窓口で必要に応じてチェックリストの結果を使って総合事業への案内をすることができるということにはなっておりますけれども、申請者が認定申請を希望した場合には、それを拒否するものではございません。

続きまして、新規の要支援者がヘルパーやデイサービスを希望した場合への対応についてお答えいたします。

介護予防日常生活支援総合事業に移行した後も訪問介護及び通所介護サービスの利用を継続することは可能である旨を先ほどのご答弁の中でもご説明申し上げましたが、新規で要支援の認定を受けた場合につきましても、介護の専門職のサービスが必要な状態であれば、ヘルパーやデイサービスの利用を受けることが可能でございます。



新規の方につきましては、まず初めに、これまでの予防給付と同様に、ケアプランの作成が必要となりますので、サービスを利用される方の心身の状態や生活の状態等をお伺いし、さらにできる限りご本人の希望を尊重しながら必要と思われるサービスをケアプランの中に反映させていくこととなります。

続きまして、総合事業のもとでの利用者の負担増についてのご質問にお答えをいたします。

議員のご発言にもございましたように、国では平成27年度以降の予防給付金の伸びを、現行制度を維持した場合は5ないし6%の伸びと予想しておりますけれども、新しい総合事業を実施することによる事業費の伸びにつきましては、75歳以上の後期高齢者の伸び率である3ないし4%程度に抑えられるものと考えております。

そうした捉え方を背景といたしまして、新しい総合事業の費用につきましては、従来の費用実績に75歳以上の後期高齢者の伸び率を考慮して上限を設定するという考え方がガイドラインで示されておりますけれども、この事業、いわゆる介護予防日常生活支援総合事業が始まることによりまして、サービスの利用の選択の幅が広がり、効率的・効果的なサービスの提供を行うことによる費用の節減効果を見込んだものでございまして、必ずしもサービスの利用の制限につながるものではないと理解をいたしております。

その論拠といたしまして、仮にその費用の伸び率が国の目安、いわゆる上限を超えてしまうような場合については、別途個別に判断する仕組みを設けることといたしてございまして、一定の特殊事情が認められた場合には、上限を超えた分につきましても総合事業として実施することが認められる考え方なども示されてございます。

次に、利用者負担についてですが、新しい総合事業では、サービスの内容に応じて市町村がサービスの単価や利用者負担を設定することとされており、サービス単価の設定に当たっては、国が定める額を上限とすること、また、利用者負担につきましては、介護給付の利用者負担割合を下限とすることが示されております。

新たな総合事業、いわゆる介護予防日常生活支援総合事業につきましては、さまざまな主体による多様なサービスを提供することで、要支援者等のサービスの選択肢を広げ、安心して在宅で生活できるよう、自立の促進や重度化予防の推進を図り、結果として費用の効率化を目指すものといたしてございます。サービス単価や利用者の負担額の設定に当たりましては、当該事業の目指す方向性、サービスの内容や時間、基準等を踏まえまして、利用者の負担増とならないよう努めてまいります。

続きまして、新年度における高齢者支援の考え方についてのご質問にお答えします。

本市ではこれまで老人クラブへの支援やシルバー人材センターや高齢者生産活動センターの活用、生涯学習活動の推進やスポーツ活動の普及促進などにより、障害者の皆様の生きがいづくりと社会参加のための取り組みを進めるとともに、緊急通報体制等整備事業や配食サービス事業、宅配介護代行サービス事業、あるいは高齢者ふれあい活動事業等により、地域での見守り体制づくりを目指した高齢者福祉サービスの提供に努めてまいりました。

新年度におきましても、介護予防、あるいは健康寿命延伸をさらに積極的に推進するために、

地域包括支援センターや民生委員等々と連携を図りながら、前段で申し上げました高齢者支援に係るサービスの利用促進を図り、高齢者の皆様が地域で元気に自立した生活を継続できるよう引き続き支援をまいります。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

[荻津一成市民生活部長 登壇]

○荻津一成市民生活部長 産業廃棄物の不法投棄問題についてのご質問にお答えいたします。

質問項目の1つ目の県条例の規定にかかわらず調査を行うことや、監視体制の強化について及び2つ目の県に監視体制、指導の強化を求めることについて、これら2つについては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

産業廃棄物の不法投棄対策につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により県が所管となっておりますが、市内において産業廃棄物の不法投棄が発生した場合、市は初動時から県と連携して現場の確認や立ち入り調査を行い、廃棄物の詳細な内容の確認や検査、不法投棄者の特定等、必要な検査を行っております。また、大規模または悪質な事案等の場合には、県警への通報を行い、県警による捜査が行われるなど、県、県警、市が連携して対応しているところでございます。さらに、不法投棄者が特定できた場合には、県は不法投棄者に対し、不法投棄の中止や廃棄物の撤去等を指導するとともに、法に基づく改善命令を出すことができることになっております。

次に、不法投棄防止のための監視体制の強化についてでございますが、県ではこれまでも産業廃棄物の不法投棄対策には、早期発見、早期対応が重要であるとの認識から、不法投棄の発見や監視体制の強化に取り組んできております。

組織的には、県の廃棄物対策課内に不法投棄対策室を設け、県警からの職員も含め18人を配置し、監視指導体制を強化するとともに、県内5カ所の県民センター等に警察OB等による不法投棄監視班を設置し、不法投棄の監視指導に努めております。また、県内全域に不法投棄監視員、約500名を委嘱し、それぞれの地域においてパトロールを行い、不法投棄の監視、取り締まりや通報を行っております。

さらに、県民からの通報を受け付けるフリーダイヤル「不法投棄110番」の設置やヘリコプターによる上空からの監視、監視カメラの設置、警備会社への監視委託なども行っております。市におきましても不法投棄防止看板を作成し、不法投棄の多い場所等に設置し啓発を図るとともに、県が委嘱する不法投棄監視員12名が市内を常時パトロールして、不法投棄の防止に努めております。また、不法投棄発生の際には、県や県警と連携し、現場の確認や調査、事業者等への指導を行っているところでございます。

今後、県におきましては、不法投棄の多い場所のパトロールの実施など、今まで以上の監視体制の強化を考えており、市といたしましても引き続き県や県警と連携協力を強化して、さらなる不法投棄防止に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質問をいたします。

1回目の質問で行いました1項目めの東海第二原発，再稼働問題も含めて市長にお聞きしたわけですが、先ほど質問の中でも申し上げましたが，九州電力の川内原発は安全審査が通りました途端に安倍首相が再稼働してもいいですよということがありまして，あの川内原発は避難計画も全然できていないんですけれども，最小限の安全審査の中で何が再稼働だと，住民の運動も今起きておりますけれども，こういうことも含めて市長にお話しいたしました。

東海第二原発に限っては老朽化しておりますし，再稼働反対という声が圧倒的だと。ぜひこういう市民の声をしっかりと受けとめていただきまして，再稼働は反対という立場をぜひ貫いてほしいと要望しておきたいと思います。

それからもう一点，市長からご答弁いただきました，ちょっと項目が飛びますけれども……。順序，はい。

米価暴落対策について，それぞれ市独自の価格補償，それから直接支払交付金の補填などは考えていないと。また，2点目の来年度の生産資材への助成措置も考えていないと。非常に史上最悪の米価の暴落の中で，何か常陸太田市で生産者のためにできることがないのかどうかと，こういう点で，あらゆるところを検討しながらできることがないのかどうか，ぜひ考えていってほしいと。そしてやはり地域の農業，家族経営の農業が破壊されないような手だてを打ってほしいと思います。その点については再検討をお願いしたいと思いますが，どうですか。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 答弁申し上げます。

先ほど赤堀議員さんへの答弁でも申し上げましたが，県内外でのより効果的な支援策が打ち出された場合については，国・県及びJAとの連携によりその解決策等の検討を前向きに考えていきたいと思っております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 国のセーフティネットが9割ということでありましたけれども，これは大規模農家の生産者の抛出金を除くと63%ほどになってしまうわけです。そういった意味で，常陸太田市はやはり農業が基幹産業の1つですから，先ほどと同じように繰り返しますけれども，あらゆることで検討しながら方策を考えていってほしいと，強く要望していきたいと思っております。

4点目の茨城県農業共済組合連合会の問題についてですけれども，お答えができないということですので，一部事務組合で質問はしていきたいと思うんですけれども，市長に伺いたいのは，共済加入の組合員，それから市民の方々，やはり連合会の理事会の中においても納得のいく説明と解決のためにぜひご尽力いただきたいとお願いしたいわけですが、その点についてのみご答弁をお願いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 先ほど来ご答弁申し上げておりますように，宇野議員におかれましては，茨城北農業共済事務組合の議会議員でありますから，その場でご説明を申し上げたいと思っております。

ます。

以上です。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 5番目の介護保険の改定と高齢者の支援についてです。この法改正ですけれども、この中身を知るにつれて、介護保険料をとりながら介護保険のサービスが受けられなくなってくると、これは大変大きな問題を含めた制度の改正であることが1つ言えると思います。

そこで、介護保険の改定に当たっての6項目については、それぞれご答弁をいただきまして、4点目の新規申請者ですけれども、これについては申請者が希望した場合にはしっかりと受け付けるという答弁がありました。ただ今度の法改正の中では、先ほど部長の答弁にありましたように窓口で受け付けるということでチェックリストが20項目ぐらいあったかと思えますけれども、そこで自立できるのかどうなのかというようなことで、これは既にモデル事業としてやっているところがあるんですが、国が財源の抑制で窓口の水際作戦でどんどんやられているということでモデル事業が批判されていると。もうこの方は自立ですよと言われれば、介護認定から非該当になってしまいますから、しっかりと介護が必要なんだと、申請された方は認定審査会で認定できるように、介護が受けられるように、これでよろしくお願ひしたいと思えますけれども、重ねてこの点きちんと私も押さえておきたいので伺いたいと思えます。水際作戦。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

議員ご発言のように、ある面で介護保険制度の大きな改正でございますので、私ども担当職員も含めまして、制度改正の内容につきましては国から示され、あるいは県から示される資料について内容を十分咀嚼いたしまして、サービスを利用する皆様方に大きな変化、あるいは急激な負担をおかけすることのないようなことを踏まえて、きちんとした形でこのサービス体制に移行したいと考えてございます。

ただ新しい制度の枠組みですので、若干事務手続等に違いが発生する場合もあろうかと思えますが、そこについては十分注意をして移行作業を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 先ほど窓口で「水際作戦」と言いましたけれども、今回の法改正でもう一つ「卒業作戦」というのがあるんです。これは何かというと、要支援と介護1のところは専門の医者でさえもなかなか状態の判断ができないという声が出ているわけです。ですから、要支援1の人が介護1になったり、介護1が要支援になったり、ここを行ったり来たりしているのが非常に多いと。そういう中で「卒業作戦」がないようにしっかりと、「介護あって保険なし」では困るわけですから、高齢者の方が必要なときにはきちんと介護が受けられるように、そういう制度を常陸太田市ではしっかりと作ってほしい。

市町村でやれということで国が丸投げをしているわけで、市町村の財力のあるなしによって相当介護サービスの制度が変わってくるというようなところで、先ほど支払準備基金も使いながら

ということがありましたけれども、やはり高齢者の方が必要なサービスを受けられるようにしっかりやってほしいと思います。

そして聞きたいのは、今度要支援1・2の人が総合事業に移るわけで、今は1割の負担になっていますけれども、この料金についてはどんなふうに検討されておりますか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 料金の算定の状況でございますけれども、基本的な算定のルール、枠組みについては国から示されてきてございますので、事務レベルでは一定程度の数値の算出作業などは進めております。

ただ、年が改まり1月には介護保険の費用の見直し等も予定されておりますので、数字の取り扱いについては今後また変動が考えられます。当然現在の数値がそのまま介護保険料にはなりませんので、その辺については国の動き、あるいはきちんと情報の把握に努めながら、先ほど申し上げましたように、できるだけ大きな負担がかからないような料率設定を検討、調整を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番(宇野隆子議員) 全体のスケジュールですけれども、3年間ということではありますが、3年まで延ばせば国の支援金もずっと減額されてくるわけです。そういうこともありますので、常陸太田市では大体どのあたりで本格的に移行すると考えているのかどうか、そこを伺います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問ですが、総合事業への移行のご質問ということでしょうか。

○20番(宇野隆子議員) はい。

○西野千里保健福祉部長 総合事業の移行につきましては、先ほど議員のご発言にもございましたように、国のガイドラインでは平成29年4月までに全市町村、全保険者が実施することになってございます。しかし移行に当たりましては、事務上のいろいろな手続を初めといたしまして、サービス利用者、あるいはサービス事業者に対する十分な周知など、円滑に移行するための準備期間が必要でございますので、そうした準備期間を十分考慮した上で開始時期につきましては今後決定していきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番(宇野隆子議員) 新年度に当たって、やはり住民の暮らし、福祉、安全、こういったことできっかりとこれからも執行部においては頑張ってもらいたい、このことをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。